

重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の運営主体

項目	内容
名称	社会福祉法人日本コイノニア福祉会
所在地	大阪府柏原市旭が丘3-2-3
電話番号	072-931-9449
代表者氏名	理事長 牛田 匡

2. 利用施設

項目	内容
施設の種類	保育所
施設の名称	ハレルヤ保育園
施設の所在地	枚方市招提中町二丁目40-10
連絡先	電話番号 072-868-5541 FAX 072-868-5542
管理者	園長 曾我部 謙
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする未満児児童
認可定員	0歳児 9人 1歳児 10人 2歳児 11人 ※一時預かり保育 6人(25年1月～)
開設年月日	2001年 10月 1日

3. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設の室名と主な設備

室名	室数	備考	項目	内容
乳児・ほふく室	1室	ぶどうぐみ(0歳児クラス)	電気設備	受変電設備/高圧受電引込方式、一部太陽光発電システム
保育室	1室	ぶどうぐみ(0歳児クラス)		
	1室	ひつじぐみ(1歳児クラス)		
	1室	ほしぐみ(2歳児クラス)		
	1室	こばとぐみ(一時預かり保育)		
調乳室	1室		空調設備	冷暖房空調、地中熱利用暖房システム
木浴室	1室			
給排水衛生設備			給排水衛生設備	給水/直結給水方式、給湯/電気給湯方式、排水/汚水・雑排水分流方式
こどもトイレ	2室			
遊戯室	1室		防災設備	消火器、自動火災報知機、誘導灯、非常用照明、防犯警備システム
地域子育て支援室	1室			
調理室	1室			
事務室	1室			
職員休憩室	1室			
相談室	1室			
おとなトイレ	3室			
その他	—	廊下、玄関ホール等		

4. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

以下に記載する時間において保育を提供します。

(2) 地域子育て支援

- ・育児相談・・・園にスマイルサポーターがいますので育児相談をお受けします。
- ・ふれあい体験、ブックスタート(満1才お誕生日のお祝い)
- ・絵本貸し出し・・・毎週
- ・各広場活動(ほかほか広場、きらきら広場、ぴよぴよ広場、ままぴよ広場)
- ・園庭開放・・・月曜日から土曜日
- ・その他・・・夏休み企画、講演会、音楽会、人形劇、給食体験 など

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0	
保育士	園児の保育	12	6	6	
栄養士(調理員)	園児へ提供する給食調理	1	1	0	

当園では、「枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日 条例57号。以下「条例」という)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:30~19:00のうち8時間00分)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:00~19:00のうち8時間00分)
保育士	正規の勤務時間帯(8:00~19:00のうち8時間00分)
栄養士(調理員)	正規の勤務時間帯(8:30~17:30のうち8時間00分)

※ローテーションにより、各保育士や栄養士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。



6. 保育を提供する日

開園日：月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日・年末年始（12月29日から1月4日）を除きます）
開園時間：7:00～19:00

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとなります。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

<保育時間>

標準保育時間…………… 7:00～18:00

短時間保育時間…………… 8:30～17:00

<延長保育時間>

標準保育延長時間…………… 18:00～19:00

短時間保育延長時間…………… 7:00～8:30

17:00～19:00

※延長保育は枚方市に時間外保育申請書を提出して認められた場合に利用可能となります。

8. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

- ・自園調理

(2) 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時10分頃	11時15分頃	15時00分頃	
2歳児	9時10分頃	11時30分頃	15時00分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

- ・除去食及び代替食に対応
- ・食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

9. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもたちと共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を受け入れていきます。

10. 利用の開始に関する事項

市保健センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が3歳に達した年度末まで
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	永松医院
医院長名又は医師名	永松 ルミ子
所在地	枚方市招提元町2-1-21
電話番号	072-855-0117

(2) 歯科

医療機関の名称	福原歯科医院
医院長名又は医師名	福原 善司
所在地	枚方市招提平野町2
電話番号	072-864-3500

13. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

- ・非常時の対応： 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
- ・防災設備： 自動火災報知機／有、誘導灯／有、非常警報装置／有、非常用照明／有、AED／有
カーテン・敷物・建具等の防災処理／有
- ・避難・消火訓練： 避難訓練は毎月1回及び消火訓練は年2回実施します。

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

- ・保険の種類： 保育施設賠償責任補償制度
- ・保険の内容： 保育園が所有・使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備や職員の不注意により、園児や第三者にケガや食中毒を発生させたりなどの偶然の事故によって、または他人からの預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして預けた人に元の状態では返還できなくなったことによって、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、保育所が被る損害を補償する。
- ・保険金額： 負傷・疾病：療養費用5,000円以上のもの

17. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価	4年に1回実施	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センターで受審。ホームページ上で公表。
自己評価の実施状況	毎年実施	実施予定

18. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された運営基準を満たしているが、適正な運営当該基準の厳守

19. 当園におけるその他の留意事項

- ・喫煙： 当園の敷地内はすべて禁煙
- ・宗教活動・政治活動・営利活動： 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

園のきまり

◆ 個人情報保護法について

保育園で保有する個人情報の重要性を十分認識し、子ども、保護者ならびに家庭に関わる個人情報の取り扱いについては関係法令又は条例(以下「関係法令等」という。)を遵守するとともに、厚生労働省が定めるガイドラインに準拠します。また、個人情報の管理は適切に努めるとともに、より良い保育のために活用するために、次の通り方針を定めます。

[個人情報保護に関する方針]

- ①関係法令を遵守し、保育所運営における個人情報の取り扱いについては十分慎重に行います。
- ②個人情報の収集に際しては、あらかじめ収集目的・内容及び利用目的等をお知らせするとともに、その範囲内での適正な利用に努めます。
- ③保育する個人情報については、事前の本人同意を得ることなく第三者に提供することは行いません。ただし、あらかじめ明示した範囲や関係法令等の規定に基づく場合は除きます。
※あらかじめ明示した範囲とは…子どもの保育園生活の写真を提示すること等
- ④保育園には、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めます。また、個人情報の取り扱いに関して意見・苦情等が寄せられた場合は速やかに対応します。
- ⑤個人情報管理責任者は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、研修を行い、その指導及び監督に当たります。

苦情解決委員について

◆苦情解決委員について

(1)当園では、法令に社会福祉法第82条に基づき運営上の苦情に適切に対応する体制を整えています。

【社会福祉法第82条】

「社会福祉事業の経営者は常に、その提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」

【目的】

- ①要望等への適切な対応により、保護者の理解と満足感を高めることを目的としています。
- ②園児個人の権利を擁護すると共に、園児が保育サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
- ③納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

(2)解決の体制

保育や子育てについてのお悩みやご相談、園に対してのご意見やご要望などにつきまして、いつでも各職員がお受けします。尚、当園では苦情解決責任者と受付担当者を設けています。また、担当者や責任者の段階で納得がいかない場合は、当園と第三者関係にある「相談窓口」を下記のように設置していますのでご相談下さい。書面での相談内容については、職員もしくは園長に直接お渡しいただくか、園児用下駄箱前に設置しております「意見箱」へお入れください。

窓口先	担当氏名	連絡先	備考
当園	窓口担当者:主任 松岡 美香	TEL:072-868-5541	担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください
	解決責任者:園長 曾我部 謙	FAX:072-868-5542	
第三者委員	畑 健次郎	TEL:072-993-2007	
	花岡尚樹	TEL:080-8515-7063	
	酒井咲子	TEL:090-1597-7811	

※当園の受付時間:8:00~19:00

※当園では、上記のほか、園内にご要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

(3)解決の通知・公表について

- ①受付た要望等は、改善された内容や解決の報告を申出人へ通知します。
- ②個人情報に関するものや申出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決を掲示板やホームページにおいて公表し、保育の改善に努めます。